

令和 8 年度鳴門市芸術祭
第 5 6 号「なると市民文芸」作品募集要項

1. 目 的

市民の文芸創作の振興を図るため、「なると市民文芸」の作品を募集する。

2. 応募資格

鳴門市内に在住、在勤、在学、又は鳴門市文化協会に加盟しているもの

3. 応募規定

- ①俳 句 一人 3 句で、「なると市民文芸」規定の原稿用紙を使用すること。
ただし、こども俳句についての応募は、小学校 3 年生から中学校 3 年生までの児童および生徒を対象とし、一人 2 句で編集委員が選考する。
 - ②短 歌 一人 3 首で、「なると市民文芸」規定の原稿用紙を使用すること。
 - ③川 柳 一人 3 句で、「なると市民文芸」規定の原稿用紙を使用すること。
 - ④現 代 詩 一人 2 編以内で、1 編は原稿用紙（A 4 版、4 0 0 字詰め）2 枚以内
 - ⑤小 説 一人 1 編で、原稿用紙（A 4 版、4 0 0 字詰め）3 0 枚以内
 - ⑥随 筆 一人 1 編で、原稿用紙（A 4 版、4 0 0 字詰め）5 枚以内
- ※ 1. 要項に沿わないもの、形式を逸脱したもの、不適當なものなどは掲載しない。
※ 2. 「なると市民文芸」規定の原稿用紙は、鳴門市文化協会事務局で配布する。
※ 3. 応募作品は、一人 3 部門までとする。
※ 4. 応募数が多い場合は、作品を選考する。
※ 5. 応募された作品は返却しない。
※ 6. 応募作品の著作権は、鳴門市文化協会に帰属するものとする。

4. 応募方法

作品の部門名・氏名（雅号で応募する時は、本名を併記）・住所・電話番号・所属団体（所属団体がある場合）を記入の上、提出すること。
こども俳句は、学校名・学年・氏名（漢字・ふりがな）を記入の上、小中学校を通じて提出すること。

5. 提出期限 令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）まで（厳守のこと）

6. そ の 他

- ①すべて楷書でわかりやすく書くこと。
- ②作品の差し替え、訂正には応じない。
- ③作品は編集の都合上、添削する場合がある。
- ④雅号のみでの応募はできない。
- ⑤氏名及び雅号にはふりがなをつけること。

7. 刊行予定 令和 9 年 3 月初旬

8. 提出先及び問い合わせ先

〒 7 7 2 - 8 5 0 1 鳴門市撫養町南浜字東浜 1 7 0 番地
鳴門市市民環境部文化交流推進課内（本庁舎 2 階）
鳴門市文化協会事務局
TEL : 6 8 4 - 1 2 1 4 FAX : 6 8 3 - 0 2 3 7